

デジタル人材の採用支援

県内及び隣県等学生の県内IT企業への就業を促進するため、就職活動を始める前の学生や高校生等を対象に県内IT産業や企業の認知度向上を目的として県内IT企業等が共同で教育機関等と連携して行う取組に要する経費の一部を補助します。

■みやぎIT産業認知度向上支援事業

1 対象企業

- (1) 県内IT企業が組織し、定款や規約又はそれに準ずる文書を有し適正な事業計画や決算等が整備されている団体
- (2) 県及び隣県等の学生等と連携して教育の事業を営む県内IT企業

2 補助対象事業要件

次の要件をすべて満たす取組とする。

- (1) 複数の教育機関等または学生等と連携して行う取組
- (2) 教育機関等または学生等と既に調整が済みであり実行可能な計画ができている取組
- (3) 補助期間が終了した後も継続的に実施することが予定されている取組

3 補助対象経費

報償費、旅費、備品費、消耗品費、広報費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、役務費

4 補助限度額

100万円

5 補助率

1/2以内

13

雇用の維持継続のために

お問い合わせ・相談窓口

宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

宮城県事業復興型雇用創出助成金

県内の沿岸部に事業所を有する中小企業者等における、求職者の雇入れ及び雇入れに際して実施した住宅支援に係る費用を助成します。

■雇入費（中小企業型）

・助成対象となる事業主

県内の沿岸部に所在する事業所において、平成23年3月11日以降に、復興に向けた産業政策に基づく支援事業を実施した中小企業の事業主（農事組合法人、NPO法人、個人事業主等を含みます。）が対象となります。（対象となる産業政策リストは、県雇用対策課のホームページに掲載しています。）

・助成対象となる労働者（被災三県求職者（※））

産業政策の支援決定を受けた後、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に雇入れた被災三県求職者であって、「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」で雇入れた労働者が対象となります。

※被災三県求職者とは、震災時に岩手県、宮城県及び福島県に居住していた方などで、採用選考時に失業状態にあった方（新規学卒者を含みます。また、再雇用者についても対象となる場合があります。）をいいます。

○上記の要件以外にも一定の要件があります。詳しくは県雇用対策課のホームページをご覧ください。

【<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-chuusyoutop.html>】

・助成額

対象となる労働者1人当たり3年間で最大120万円を支給します（短時間労働者は1人当たり3年間で最大60万円となります）。

なお、1事業所につき2,000万円が補助限度額となります。

■住宅支援費

県内の沿岸部に所在する事業所において、産業政策の支援決定を受けた後、求職者（被災三県求職者以外の方を含みます。）の雇入れに際して、住宅支援（住宅の借上げ・住宅手当）を導入又は拡充し、かつ、雇用の維持・確保を達成した場合、住宅支援に要した費用の一部を助成します。

・助成額

住宅支援に要した費用の4分の3に相当する額を助成します。ただし、1事業所当たり年額240万円、総額720万円が補助限度額となります。

○支給には一定の要件があります。詳しくは県雇用対策課のホームページをご覧ください。

【<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyousei-juutaku-top.html>】

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出支援班

・電話 022-797-4661 ・メール koyouso@pref.miyagi.lg.jp

・住所 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル2階

13

雇用の維持継続のために

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

■主な受給要件（※下記以外にもいくつかの要件があります）

- 1 雇用保険の適用事業所であること
- 2 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 3 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないこと。
- 4 実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること。（とともに協定書の提出が必要）
- 5 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人あたり8,355円が上限です。（令和4年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1,200円	

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とした経過措置を実施していましたが、令和5年3月31日をもって終了しました。

令和5年4月1日以降の休業等については支給要件を満たせば通常制度をご利用いただけます。主な支給要件は以下の通りです。

1. 生産指標の確認は、直近3ヶ月と前年同期との比較となります。

直近3ヶ月の生産指標（売上高など）が前年同期と比較して10%以上低下している事が要件となります。起業して間もない事業主の休業など、比較可能な前年同期が無い場合は助成対象となりません。

2. 雇用量要件を満たす必要があります。

休業等を実施する事業所における雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者数の直近3ヶ月の平均値が、前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していない事が必要です。

3. 最後の休業等実施日から1年経過している必要があります。

コロナ特例を利用していた事業所が令和5年4月1日以降の休業等について通常制度を申請する場合、最後の休業等実施日を含む判定基礎期間末日から1年経過している必要があります。(※コロナ前は対象期間終了後1年経過が必要。)

4. 計画届の提出は不要です。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月頃までの間、計画届の提出を不要とします。(※コロナ前は、休業等の実施前に計画届その他の書類の提出が必要。)

5. 残業相殺は行いません。

令和5年4月1日以降の休業等については、令和5年6月頃までの間、残業相殺は行いません。(※コロナ前は、判定基礎期間中に実施した休業等の延べ日数から所定時間外労働日数の差引が必要。)

6. 短時間休業の要件を緩和します。

一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象とします。(※コロナ前は、助成金の対象となる労働者全員に対し、一斉に休業を実施することが必要。)

※上記の他にも、コロナ特例とは異なる要件があります。対象労働者の被保険者期間など、詳細については、雇用調整助成金の通常版のガイドブックをご確認ください。

また、支給要件や助成率・助成額についても、通常版のガイドブックに記載がございますので、参照してください。

雇用調整助成金については、随時情報が更新されます。

上記の内容は令和5年3月14日時点のものとなりますので、最新の情報については厚生労働省のHPをご確認願います。

お問い合わせ・相談窓口

宮城労働局 職業対策課 助成金センター第二係

・電話 022-299-8063

・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎2階

又は各ハローワーク（公共職業安定所）

特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障害者など就職が特に困難な方の雇用機会の増大を図るため、これらの方をハローワークまたは届出を行っている民間の職業紹介事業者等（以下「ハローワーク等」といいます。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成します。本助成金は次の5つのコースに分けられます。

■特定就職困難者コース

- 失業中の高齢者（60歳以上）、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として一定の要件で雇い入れた場合に助成される制度です。これらの方の雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的としています。
- 6か月毎の支給対象期に15万円～40万円が企業規模や対象労働者に応じ1年～3年助成されます。

■発達障害者・治難性疾患患者雇用開発コース

- 発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として、一定の要件で雇い入れた場合に助成する制度です。発達障害者や難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としています。
- 6か月毎の支給対象期に15万円～30万円が企業規模や対象労働者に応じ、1年～2年助成されます。

■就職氷河期世代安定雇用実現コース

- いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な方（以下「就職氷河期世代長期不安定雇用者」といいます。）を、ハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度です。就職氷河期世代長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職支援を目的としています。
- 6か月毎の支給対象期に企業規模に応じ25万円～30万円が、1年助成されます。

■生活保護受給者等雇用開発コース

- 地方公共団体またはハローワークにて就労支援を受けている生活保護受給者等を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として、一定の要件で雇い入れた場合に助成する制度です。生活保護受給者等の雇用機会増大および雇用の安定を目的としています。
- 6か月毎の支給対象期に15万円～30万円が対象労働者に応じ、1年助成されます。

■成長分野等人材確保・育成コース

- 高齢者、障害者、就職氷河期世代長期不安定雇用者などの就職困難者のデジタル・グリーン分野への労働移動を実現するため、特定求職者雇用開発助成金の他コースに該当し、一定の要件を満たした場合に、従来の助成額を1.5倍に増額します。
- 具体的には、以下のいずれかの要件を満たした場合に、本コースの対象となります。
 - (1) 対象労働者の従事する業務が、未経験職種かつ成長分野に該当すること。
 - (2) 未経験職種に応募した方を採用し、訓練を行い、賃金引上げを実現すること。

★助成を受けるためにはこのほかにも各種要件があります。

詳しくは、下記「お問い合わせ・相談窓口」にてご確認ください。

お問い合わせ・相談窓口

宮城労働局 職業対策課 助成金センター雇用開発第一係

・電話 022-299-8063

・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎2階

又は各ハローワーク（公共職業安定所）

Z世代推し事(お仕事)はかどるプロジェクト

これから就職を迎える20代前後の方は、Z世代とも呼ばれ、これまでの世代とは異なる価値観を持つとされています。

本事業では、Z世代の特徴を踏まえ、好きなアイドルやスポーツ等を応援する活動、いわゆる“推し活”と“就活”を関連させることで、県内中小企業における採用から定着までの人材確保対策を総合的に支援します。

■支援内容

- ・経営者、人事担当者向けに「採用力向上」、「職場定着」、「魅力ある職場づくり」、「多様な働き方」などに関するセミナーを開催
- ・企業に専門家等を派遣し、企業の抱える課題を把握し、それに対する対応策を提示
- ・企業及び従業員に対して相談窓口を設置し、各種相談に対応
- ・企業と学生を繋ぐ、合同企業説明会や座談会の開催

■支援対象

宮城県内の中小企業等

13

雇用の維持継続のために

お問い合わせ・相談窓口

みやぎZ世代推し事(お仕事)はかどるプロジェクト事務局

(受託者: パーソルテンプスタッフ(株))

・電話 022-217-2107 ・メール pts-miyagi_oshikatsu@os.tempstaff.jp

・住所 仙台市青葉区国分町3-6-11 アーク仙台ビル4階

・HP <https://zoshigotoproject.pref.miyagi.jp/>

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班 (宮城県庁14階)

・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

宮城県プロフェッショナル人材UIターン助成金事業

県外に居住するプロフェッショナル人材を、民間人材紹介事業者を介し、新たに雇用した県内の中小企業に対し、その紹介手数料の一部を助成します。

■受給できる事業者

県内の就業地において、県外に居住するプロフェッショナル人材を新たに雇用する又はお試し就業を行う、県内に本社又は本店を置く中小企業等

■補助対象経費及び補助額等

補助対象経費	補助額	補助限度額
民間人材紹介事業者に支払った「紹介手数料」	補助事業者が負担した額の2/3以内	プロフェッショナル人材1人につき300万円を上限とする。

※1事業者年度内2回まで

■プロフェッショナル人材のイメージ

No	人材イメージ	具体例
1	経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材	企業経営や大手企業での事業管理等の業務経験・マネジメント経験者など
2	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上げ増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業立ち上げの経験者、海外事業企画・営業等の経験者など
3	企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関や会計事務所等での事業再生に係る業務等の経験者など
4	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材	工場等での業務経験者や研究開発業務経験のある技術者など

※上記人材については、受入先で求められるスキルについて、原則10年以上の職業経験を有する人材、またそれらに相当する人材になります。

13

雇用の維持継続のために

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

副・兼(富っ県)みやぎマッチング促進プロジェクト

県内企業における副業・兼業人材の活用を促進するため、企業と副業・兼業人材を結び付ける県マッチングサイト(無料)の運営や県マッチングサイトを利用して副業・兼業人材の雇用・業務委託等を行った県内中小企業に対して助成金を支給します。

■セミナーの開催

県内企業向けに副業・兼業人材活用のメリットや活用に当たっての留意事項等についてのセミナーを開催します。

■県マッチングサイトの運営

企業と副業・兼業人材を結び付けるマッチングサイトを運営します。

- 1 利用料 無料
- 2 利用対象者 県内に事業所を有する事業主、全国の副業・兼業人材
- 3 求人掲載からマッチングまでの流れ(運営事務局が随時サポートします)
 - (1) 運営事務局が求人掲載希望の企業の課題をヒアリングし、ニーズを明確化
 - (2) 求人を掲載し人材募集を開始
 - (3) エントリーシートが届き次第、事務局より書類選考を企業へ依頼
 - (4) 応募者と面談を実施
 - (5) 企業と応募者で契約締結

■副業・兼業人材活用助成金事業

1 受給できる事業者

上記県マッチングサイトを利用して県外に居住する副業・兼業人材を新たに雇用・業務委託等を行う、県内に本社又は本店を置く中小企業等

2 補助対象経費及び補助額等

補助対象経費	補助額	補助限度額
県外に居住する副業・兼業人材が補助事業者の県内の事業所を実際に訪れて業務に従事する場合の交通費及び宿泊費	補助事業者が負担した額の1/2以内	副業・兼業人材1人につき、交通費と宿泊費を合わせ10万円を上限とする。

お問い合わせ・相談窓口

■セミナー、県マッチングサイトについて

副・兼(富っ県)みやぎマッチング促進プロジェクト運営事務局(受託者:(株)パナソナ)

- ・電話 022-302-5260 ・FAX 050-3684-0064 ・メール dw-miyagi@pasona.co.jp
- ・住所 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン18階 パナソナ・仙台内

■副業・兼業人材活用助成金事業について

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班(宮城県庁14階)

- ・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

人手不足に悩む企業と求職者のマッチングを支援します

就職支援施設で実施している就職・転職希望者等に対する企業説明会や職場見学・職場体験等のマッチング支援にご協力いただける企業を募集しています。人材確保に向けた企業PRの場として、ぜひご活用ください。

■みやぎ若年者就職支援センター（通称：みやぎジョブカフェ）

15歳から概ね50歳までの就職・転職を希望する方を対象にキャリアコンサルティングやセミナーなどの就職支援を行っている施設です。

企業と求職者等のマッチング支援として、合同企業説明会や企業に参加いただくセミナーの開催のほか、求職者等の希望に応じた職場見学や職場体験を実施しています。

<お問い合わせ>

- ・住所 仙台市青葉区中央一丁目2-3 仙台マークワン12階
- ・電話 022-264-4510
- ・受付時間 月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～18:30 土 10:00～18:00

■みやぎ人財活躍応援センター（愛称：みやぎシゴトサポーター）

就職・転職を希望する方を対象に、適性職業診断や応募書類作成、各種セミナーなどの就職支援に加え、地域企業の求人紹介や合同企業説明会など求職者と企業のマッチング支援を行っています。

◆みやぎシゴトサポーター大河原

<お問い合わせ>

- ・住所 大河原町大谷字町向126-4 Orga1階
- ・電話 0120-318-314
- ・受付時間 平日、第2・4土曜日 9:30～17:30

◇みやぎシゴトサポーター大河原 名取・サテライト

<お問い合わせ>

- ・住所 名取市増田字柳田520 名取市文化会館
- ・電話 0120-318-314
- ・受付時間 月曜日 10:00～16:00（予約制）

◆みやぎシゴトサポーター大崎

<お問い合わせ>

- ・住所 大崎市古川駅前大通1丁目3-8 エンドービル3階
- ・電話 0120-651-657
- ・受付時間 平日、第1・3土曜日 9:30～17:30

◇みやぎシゴトサポーター大崎 富谷・サテライト

<お問い合わせ>

- ・住所 富谷市富谷新町95 富谷市まちづくり産業交流プラザTOMI+
- ・電話 0120-651-657
- ・受付時間 水曜日、金曜日 10:00～16:00（予約制）

◇みやぎシゴトサポーター大崎 登米・サテライト

<お問い合わせ>

- ・住所 登米市迫町佐沼字中江2丁目6-1 登米市迫町公民館
- ・電話 0120-651-657
- ・受付時間 火曜日 10:00～16:00（予約制）

◆みやぎシゴトサポーター石巻

<お問い合わせ>

- ・住所 石巻市住吉町1丁目1-6 二宮ビル2階
- ・電話 0120-543-542
- ・受付時間 平日、第1・3土曜日 9:30～17:30

◇みやぎシゴトサポーター石巻 塩釜・サテライト

<お問い合わせ>

- ・住 所 塩釜市港町1丁目6-20 塩釜商工会議所
- ・電 話 0120-543-542
- ・受付時間 火曜日、木曜日 10:00～16:00

◆みやぎシゴトサポーター気仙沼

<お問い合わせ>

- ・住 所 気仙沼市田中前2丁目2-6
- ・電 話 0120-215-488
- ・受付時間 平日、第2・4土曜日 9:30～17:30

■地域若者サポートステーション（通称：サポステ）

15歳から49歳までの仕事に就いていない若者で、仕事や社会参加に不安を抱えている方の就職支援を行っている施設です。サポステ利用者の段階に応じた支援を行っているため、就職に向けたマッチング支援以外に、働くことを体験するジョブトレーニングにご協力いただける企業も募集しています。

◆せんだい若者サポートステーション

<お問い合わせ>

- ・住 所 仙台市青葉区本町二丁目10-33 第二日本オフィスビル6階
- ・電 話 022-722-2555
- ・受付時間 月～金曜日 9:30～17:30

◆みやぎ北若者サポートステーション

<お問い合わせ>

- ・住 所 大崎市古川駅東三丁目1-21-201
- ・電 話 0229-21-7022
- ・受付時間 月～金曜日 10:00～18:00

◆石巻地域若者サポートステーション

<お問い合わせ>

- ・住 所 石巻市中里二丁目1-8-2 SEビル2階
- ・電 話 0225-90-3671
- ・受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

★マッチング事例★

- ・新卒採用に苦慮していたA社が、サポステと連携し、サポステ利用者をアルバイト採用を経て正社員として採用し、人手不足解消に役立てた。
- ・若者の採用に苦慮していたB社が、みやぎジョブカフェのセミナーや座談会に参加し企業PRを行ったところ、求人への応募が多数あり、人手不足を解消する事ができた。

お問い合わせ・相談窓口

お問い合わせ・ご相談は各支援施設へ直接お願いします。

【担当】

・みやぎジョブカフェ、サポステ

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 若年者雇用担当（みやぎジョブカフェ）

- ・電話 022-264-4510
- ・メール info@jobcafe.pref.miyagi.jp

・みやぎ人財活躍応援センター

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）

- ・電話 022-211-2772
- ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

みやぎIJUターン就職支援オフィス

東京都内及び仙台市内に、主に学生を対象とするUIJターン就職支援拠点を設置し、宮城県へのUIJターン希望者に対して就職相談対応や、県内企業とのマッチングを図ります。

■主な業務内容

内容	東京オフィス	仙台オフィス
仕事相談	○	○
職業紹介	○	○
キャリアカウンセリング	○	○
求人開拓（企業訪問）		○
大学訪問（相談会への出席含む）	○	○
交通費助成に関する事務	○	
各種イベントへの参加	○	○

学生のUIJターンの実現のためには、大学等との関係の構築が重要となっているため、東京拠点においては、大学訪問を重点的に行い、県内企業情報の提供や、学生等を対象とした就職活動やインターンシップにかかる費用の補助制度の紹介等を行います。

また、仙台拠点においては、大学や学生にとって最も重要となる宮城県内の企業情報について、企業訪問を行いながら、求人開拓を重点的に行います。

13

雇用の維持継続のために

お問い合わせ・相談窓口

みやぎIJUターン就職支援オフィス（受託者：（株）パナソ）

・電話 022-216-5001 ・メール ijumiyagi@pasona.co.jp

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

企業採用コンシェルジュによる採用支援

県内企業における採用等の相談に対応するため、みやぎジョブカフェ及びみやぎシゴトサポーターに「企業採用コンシェルジュ」を配置します。

■企業採用コンシェルジュ

「従業員を採用できないが、どこに問題があるか」といったご相談に対し、企業採用コンシェルジュが、具体的なアドバイスを行います。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部雇用対策課 若年者雇用担当（みやぎジョブカフェ）

・電話 022-264-4510 ・メール info@jobcafe.pref.miyagi.jp

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

障害者雇用プラスワン事業

就職を希望する障害者が1人でも多く就職し、さらに就職した企業に定着できるよう企業の障害者雇用の取組を支援します。

■支援内容

- ・企業訪問による障害者雇用の普及啓発や情報提供
- ・障害の特性、採用面接のポイント、雇用管理と職場定着、離職・トラブル事例や成功事例などを紹介するセミナーを開催
- ・障害者雇用に関する理解を深めるため、特別支援学校見学会を開催
- ・障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業や、障害者のテレワーク・在宅就労に取り組んでいる企業の導入事例を学ぶため、優良事例企業の見学会を開催
- ・企業と求職者のマッチングを支援するため企業説明会や面接会を開催

■支援対象

県内に本社、支社、事業所を設置する事業者等

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2772 ・メール koyousu@pref.miyagi.lg.jp

外国人材マッチング支援事業 企業相談窓口

外国人材活用の検討から、採用、育成、定着に至るまでの企業相談窓口を設置しています。

■外国人材マッチング支援事業 企業相談窓口

外国人の雇用に関する企業相談窓口を設置しております。電話相談、来所相談、訪問相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。

- ・設置場所 仙台市青葉区国分町1-7-18 東洋ワークビル
※地下鉄広瀬通駅から徒歩2分 JR仙台駅から徒歩15分
東洋ワーク株式会社 本社内
- ・開所時間 平日（月～金） 9:00～18:00（事前予約で土日の対応も可能）
- ・電話 022-225-5052
- ・メール work-in-miyagi@toyowork.co.jp

お問い合わせ・相談窓口

担当課 宮城県経済商工観光部国際政策課 国際政策班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2972 ・メール kokusaik@pref.miyagi.lg.jp